

-
- 種 別 : 団体
 - 法人名 : 日本航空株式会社
-

■ 質問 3 (注記事項に関する質問)

(質問 3-1) 注記事項を追加する提案に関する質問

本公開草案においては、財務諸表利用者による税負担率の予測及び繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価に資するように、評価性引当額の内訳に関する注記事項及び税務上の繰越欠損金に関する注記事項の追加を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【結論】

同意しません

【理由】

◇ 「評価性引当額の内訳に関する注記事項の追加」について

・ 「評価性引当額の内訳に関する開示 (数値情報・定性的な情報)」について、「財務諸表利用者による税負担率の予測」および「繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価」を目的としていますが、評価性引当額は、将来の課税所得が不足する額を直接的に示す情報ではないため、内訳を開示しても、財務諸表利用者が当該目的を達成することは困難と考えます。

・ また、「税効果会計に係る会計基準」の一部改正 (案) 第 24 項において、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が有用な情報となるケースが記載されていますが、税務上の繰越欠損金の増減については、他の開示情報からも読み取れる情報であるため、税務上の繰越欠損金の追加的な開示は不要と考えます。

・ したがって、注記の追加作成は不要と考えます。

◇ 「税務上の繰越欠損金に関する注記事項の追加」について

・ 「繰越欠損金に関する開示」について、「財務諸表利用者による税負担率の予測」を目的としていますが、連結ベースによる開示は、事業内容・税制・回収可能性が、それぞれ異なる会社の数値が合算されているため、財務諸表利用者が当該目的を達成することは困難と考えます。

・ また、「税効果会計に係る会計基準」の一部改正 (案) 第 37 項においては、「税負担率の予測」に関する単純な例が記載されていますが、実際には、税制・回収可能性の異なる

会社の数値が合算されることから、当該事例のようなケースは少ないことが想定され、「繰越欠損金に関する開示」を行っても、財務諸表利用者が当該目的を達成することは困難と考えます。

・一方、財務諸表作成者にとっては、特に、諸外国の税制における繰越欠損金に係るルールおよび適用される税率が複雑であること等の理由により、作業負荷が増加することが考えられます。

・したがって、注記の追加作成は不要と考えます。

■質問3（注記事項に関する質問）

（質問3-2）個別財務諸表における注記事項に関する質問

連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記事項の追加は、コストと便益の比較の観点から、評価性引当額の内訳に関する数値情報のみにすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【結論】

同意しません

【理由】

上記、（質問3-1）に対する 【理由】◇「評価性引当額の内訳に関する注記事項の追加」について、と同様

以 上